

第二百三三号議案

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二条の二を削る。

第五条第一項中「母子住宅」を「福祉住宅」に改め、「収入」の下に「（公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十四号）第一条第三号の例により算出した額をいう。以下同じ。）」を加え、「十八歳未満の児童のみを扶養している配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のない女子又はこれに準ずる事情にある女子で」を「同居している扶養親族を有し」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、「この場合において、その者の扶養している児童が一人のときは当該児童が、二人以上のときは少なくともそのうちの一人が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育終了前でなければならない。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「民生住宅」を「福祉住宅」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第一項第二号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加える。

第十五条第一項第一号中「配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。」を加え、同項第二号中「第十六条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第二十二条の見出し中「義務」を「努力義務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条第一項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第一項」に改める。

第二十五条の二及び第二十五条の三中「第五條第四項」を「第五條第三項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

母子住宅の廃止に伴い、福祉住宅に関する規定を整備する必要がある。